

議案第14号

川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市葬祭条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月17日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市葬祭条例の一部を改正する条例

川崎市葬祭条例（昭和27年川崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第6条関係）

種 別	金 額		付 記		
	市内居住者	市外居住者			
火葬料1体	6,750円	60,000円	12歳以上		
	4,500円	30,000円	12歳未満		
	2,250円	15,000円	死産児		
遺体保管料1体1日	1,500円	4,500円			
休憩室使用料1回	かわさき南部斎苑	6,000円	18,000円	50人用	
	かわさき北部斎苑	A	6,000円	18,000円	50人用
		B	3,000円	9,000円	25人用

斎場 使用料 1 回	かわさき 南部 斎苑	A	区画しない 場合	90,000円	270,000円	200人用	(1) 通夜及び 告別式をも って1回と する。 (2) 通夜又は 告別式のみ に使用する 場合の使用 料について は、それぞ れの額の2 分の1の額 とする。
			区画する場 合	45,000円	135,000円	100人用	
		B	区画しない 場合	45,000円	135,000円	100人用	
			区画する場 合	22,500円	67,500円	50人用	
		C	22,500円	67,500円	50人用		
	かわさき 北部 斎苑	A		90,000円	270,000円	200人用	
		B		45,000円	135,000円	100人用	
		C	区画しない 場合	22,500円	67,500円	50人用	
			区画する場 合	11,250円	33,750円	25人用	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

火葬料、斎場使用料等を改定するため、この条例を制定するものである。